

永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱

平成20年4月1日

告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が耐震診断及び補強プランの作成を行うにあたり、耐震診断士を派遣して支援することにより、木造住宅の耐震化の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅とは、永平寺町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て木造住宅(併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。)で3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断とは、一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は、「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 補強プランとは、耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の経費について提案を行う、簡易な補強計画をいう。
- (4) 耐震診断(伝統耐震診断法)とは、地盤と建物の固有周期、共振性能係数、最大振幅応答倍率を計測、解析して行う耐震診断をいう。
- (5) 補強プラン(伝統耐震診断法)とは耐震診断(伝統耐震診断法)の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の経費について提案を行う、簡易な補強計画をいう。
- (6) 古民家鑑定とは、古民家の構造体、仕上げの劣化状況、現況などを調査し、古民家の耐久性や価値の鑑定をいう。
- (7) 古民家床下状況調査とは、シロアリをはじめとする害虫の被害の有無や劣化具合など、古民家の床下状況を調査することをいう。
- (8) 耐震診断士とは、福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、福井県知事から登録を受けた者をいう。
- (9) 伝統耐震診断士とは、第4号及び第5号に規定する耐震診断及び補強プランの作成を行う能力を有する者をいう。

- (10) 耐震診断士等とは、耐震診断士又は伝統耐震診断士のことをいう。
- (11) 古民家鑑定士とは、第6号に規定する古民家鑑定を行う能力を有する者をいう。
- (12) 古民家床下診断士とは、第7号に規定する古民家床下状況調査を行う能力を有する者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断又は補強プランの対象となる住宅は、次の各号のとおりとする。

- (1) 耐震診断又は補強プランについては、木造住宅とする。
- (2) 耐震診断(伝統耐震診断法)又は補強プラン(伝統耐震診断法)については、伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅とする。

(申込者の要件)

第4条 木造住宅の耐震診断又は補強プランの作成(以下「耐震診断等」という。)を申し込むことができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本事業に申し込もうとする木造住宅の個人所有者(ただし、その所有する木造住宅は、過去にこの要綱等に基づく同一種類の耐震診断等を行っていないもの)
- (2) 町税の滞納がない者

2 前項第1号ただし書の規定は、平成22年以前に要綱等に基づく耐震診断等を行った者が、第2条第2号及び第3号に規定する事業を申し込む場合は適用しない。

(耐震診断等の申込み)

第5条 耐震診断等の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業申込書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断及び補強プランの作成を行う場合
 - ア 木造住宅の位置図
 - イ 固定資産税評価証明書(家屋)
- (2) 補強プランの作成のみを行う場合
 - ア 木造住宅の位置図
 - イ 過去に旧永平寺町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱第4条に基づき行った耐震診断の報告書等の写し

2 耐震診断の申込みは、原則として補強プランの作成と併せて申込みしなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 伝統耐震診断の申込みは、補強プランの作成、古民家鑑定及び床下状況調査と併せて申込みしなければならない。ただし、町長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

4 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上であった場合は、補強プランの作成を行わないものとする。

(耐震診断士等の派遣)

第6条 町長は、前条第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、耐震診断士等派遣決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の耐震診断士等派遣決定通知書の内容に変更が生じた場合、通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 前条第1項の通知を受けた者(以下「対象者」という。)は、通知を受けた後において耐震診断士等の派遣を辞退するときは、すみやかに永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業辞退届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(派遣の取消)

第8条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士等の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正行為により耐震診断士等の派遣を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により耐震診断士等の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断等を既に実施しているときは、期限を定めて、その派遣に要した費用の賠償を命じることができる。

(耐震診断士等の派遣に要する費用)

第9条 木造住宅について、耐震診断士等の派遣に要する費用は、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め、次の各号のとおりとする。

(1) 耐震診断

木造住宅が170㎡以下かつ図面有り	67,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面有り	77,000円
木造住宅が170㎡以下かつ図面無し	89,000円

木造住宅が170㎡超え、かつ、図面無し	99,000円
---------------------	---------

(2) 補強プラン

木造住宅が170㎡以下かつ図面有り	67,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面有り	77,000円
木造住宅が170㎡以下かつ図面無し	89,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面無し	99,000円

(3) 耐震診断(伝統耐震診断法) 220,000円

(4) 補強プラン(伝統耐震診断法)の作成 110,000円

(5) 古民家鑑定 165,000円

(6) 床下状況調査(インスペクション) 121,000円

2 町は、前項第1号及び第2号の費用のうち、それぞれ次に定める額を補助するものとし、その残額を対象者が負担するものとする。

(1) 耐震診断

木造住宅が170㎡以下かつ図面有り	62,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面有り	72,000円
木造住宅が170㎡以下かつ図面無し	84,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面無し	94,000円

(2) 補強プラン

木造住宅が170㎡以下かつ図面有り	62,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面有り	72,000円
木造住宅が170㎡以下かつ図面無し	84,000円
木造住宅が170㎡超え、かつ、図面無し	94,000円

(3) 耐震診断(伝統耐震診断法) 198,000円

(4) 補強プラン(伝統耐震診断法)の作成 99,000円

(5) 古民家鑑定 148,500円

(6) 床下状況調査(インスペクション) 108,900円

(耐震診断士等の守秘義務等)

第10条 耐震診断士等は、当該耐震診断等に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 耐震診断士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等に関し、対象者から前条第2項に規定する負担費用以外の金銭を受取ること。
- (2) 対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。
- (3) その他耐震診断士等としてふさわしくない行為を行うこと。

(個人情報の利用目的)

第11条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提出することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 7 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。